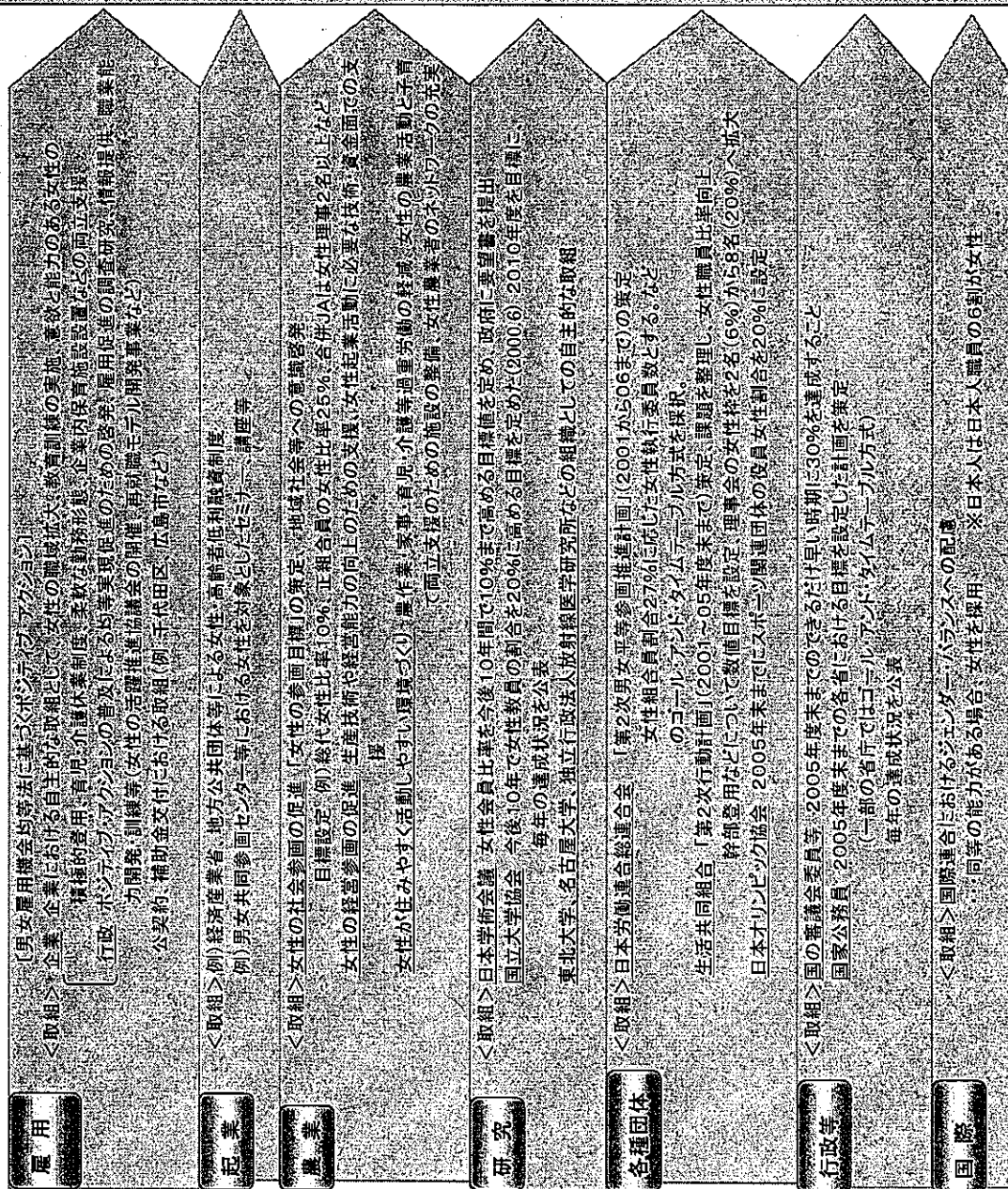


ポジティブ・アクションの推進

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)は様々な分野において、活動に参画する機会を格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。男女共同参画社会基本法第2条第2号では、ポジティブ・アクションは国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。現在、我が国において展開されている様々なポジティブ・アクションの具体的な例は、下の図のとおり。

わが国における主なポジティブ・アクション



生活で生きている

女性の現状

◎ 女性の雇用者の割合は44.1%

◎ 女性の雇用者の割合は44.1%

◎ 女性の雇用者の割合は44.1%

◎ 女性の雇用者の割合は44.1%

◎ 女性の雇用者の割合は44.1%

◎ 女性の雇用者の割合は44.1%

◎ 女性の雇用者の割合は44.1%

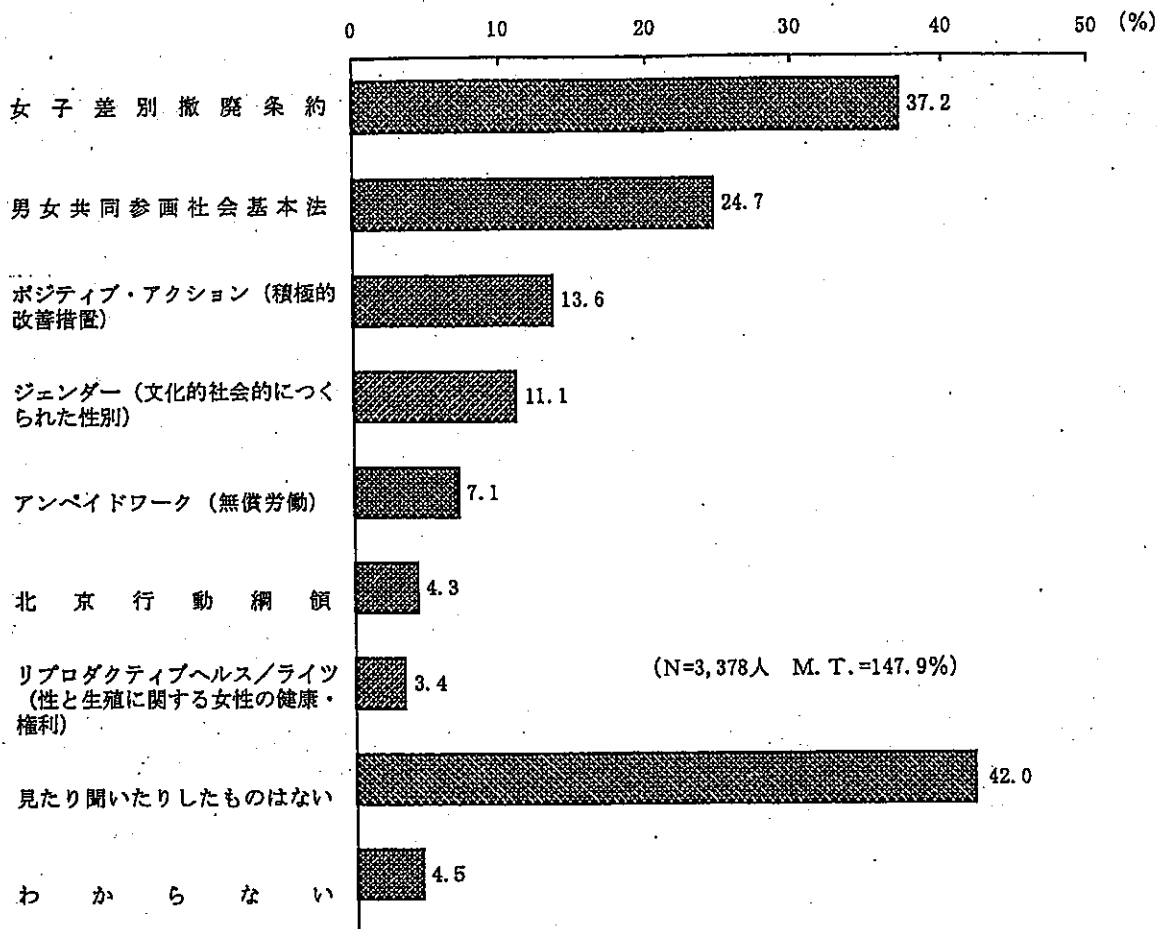
◎ 女性の雇用者の割合は44.1%

◎ 女性の雇用者の割合は44.1%

女性に関する言葉のうち、見たり聞いたりしたことのあるものを聞いたところ、「女子差別撤廃条約」を挙げた者の割合が37.2%と最も高く、以下、「男女共同参画社会基本法」(24.7%)「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」(13.6%)、「ジェンダー(文化的社会的につくられた性別)」(11.1%)などの順となっている。

資料 29 女性に関する用語の周知度

(複数回答)



(注)

女子差別撤廃条約

1979年第34回国連総会において採択。我が国は1985年に批准。正式名称は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。(平成11年6月23日施行)

ポジティブ・アクション

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別。生物学的な性別であるセックスとは区別して用いられる。

アンペイドワーク

家事・育児・介護等、家庭内で行われる収入を伴わない労働や、ボランティアなど地域で行われる労働など。

北京行動綱領

1995年に北京で開催された第4回世界女性会議において、採択された国際文書で、女性の地位向上のため21世紀に向けて各国政府や国際機関等がとるべき戦略目標と行動が示されている。

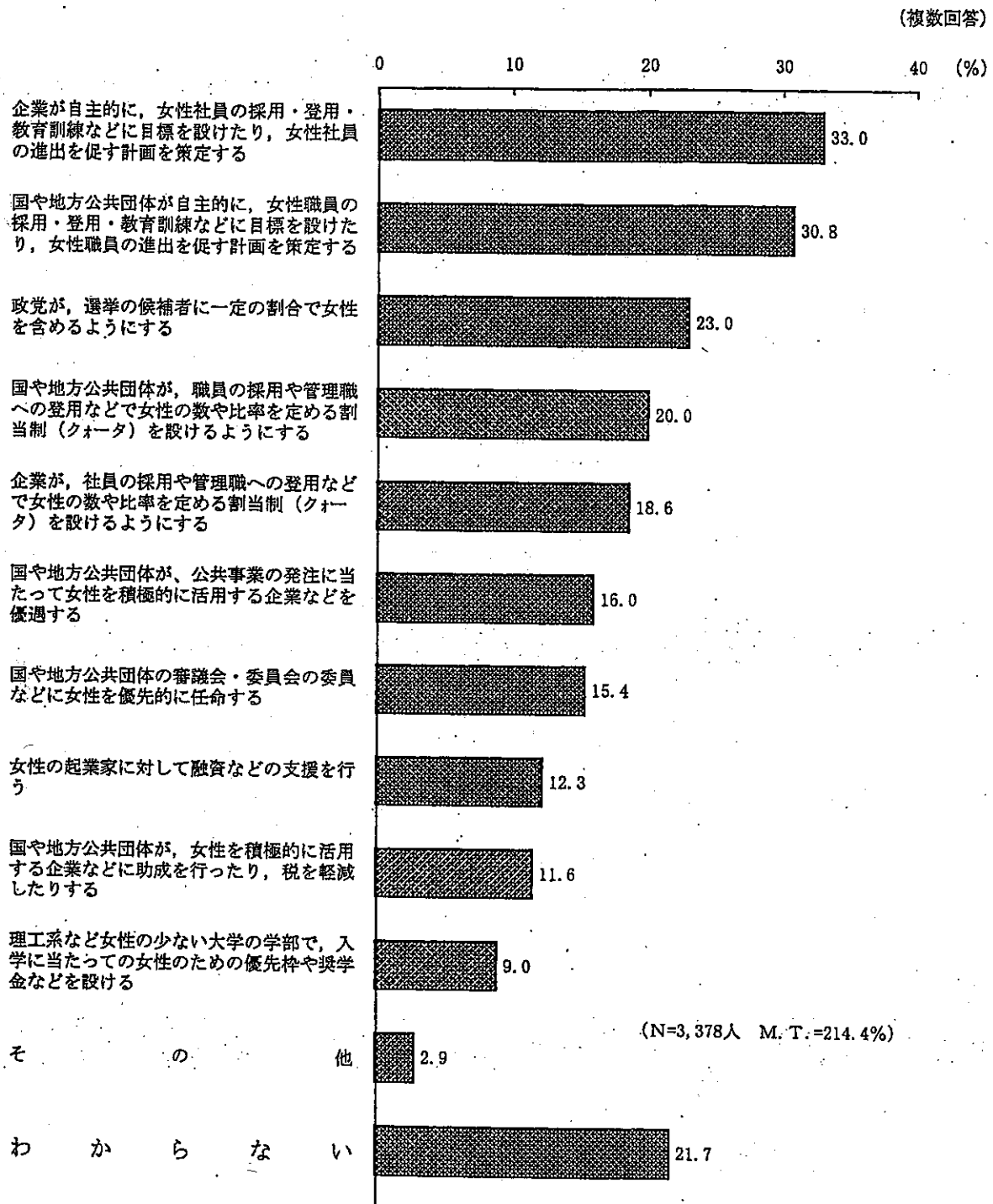
リプロダクティブヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康・権利。

資料出所:総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成12年)

女性があまり進出していない分野に女性の進出を進めていくために、どのような措置をとるのがよいと思うかについては、割当制（クォータ制）や女性を積極的に活用する企業等に対する優遇策などの直接的な施策よりも自主的な取組の方を挙げる者の方が多い傾向にある。

資料 30 女性進出のための積極的改善措置について



資料出所：総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成 12 年)